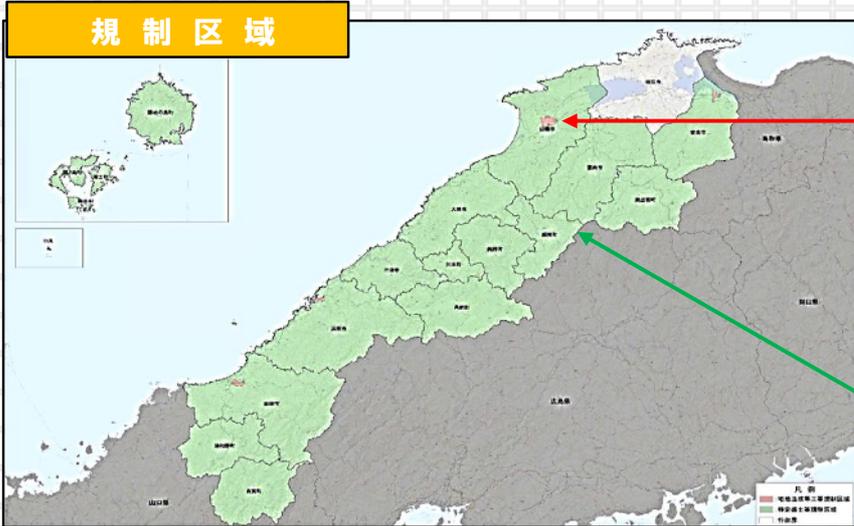


島根県全域（松江市除く）で一定規模以上の盛土等を行う場合、盛土規制法の許可申請または届出が必要です。

- 島根県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、令和7年10月1日から松江市を除く県内全域を規制区域に指定し、規制を開始しました。
※松江市内については、中核市である松江市が独自で規制を行っています。
- 規制区域内において、下記に示す規模の盛土等（盛土・切土・土石の堆積）を行う場合、あらかじめ盛土規制法に基づく許可または届出が必要となります。
- 都市計画法に基づく開発許可の要件を満たす場合は、その許可をもって盛土規制法に基づくみなし許可・届出となりますので、併せて盛土規制法の許可申請・届出は必要ありません。



① 宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば崩落で人家等に危害を及ぼしうるエリア
※浜田市、出雲市、益田市、安来市のR2国勢調査に基づく、人口集中地区

② 特定盛土等規制区域
市街地等からは離れているが、地形等により、盛土等が行われれば崩落で人家等に危害を及ぼしうるエリア

許可又は届出対象となる盛土等の規模

下記の工事を行う場合は、30日前(土日祝含む)までに許可申請・届出を行う必要があります。

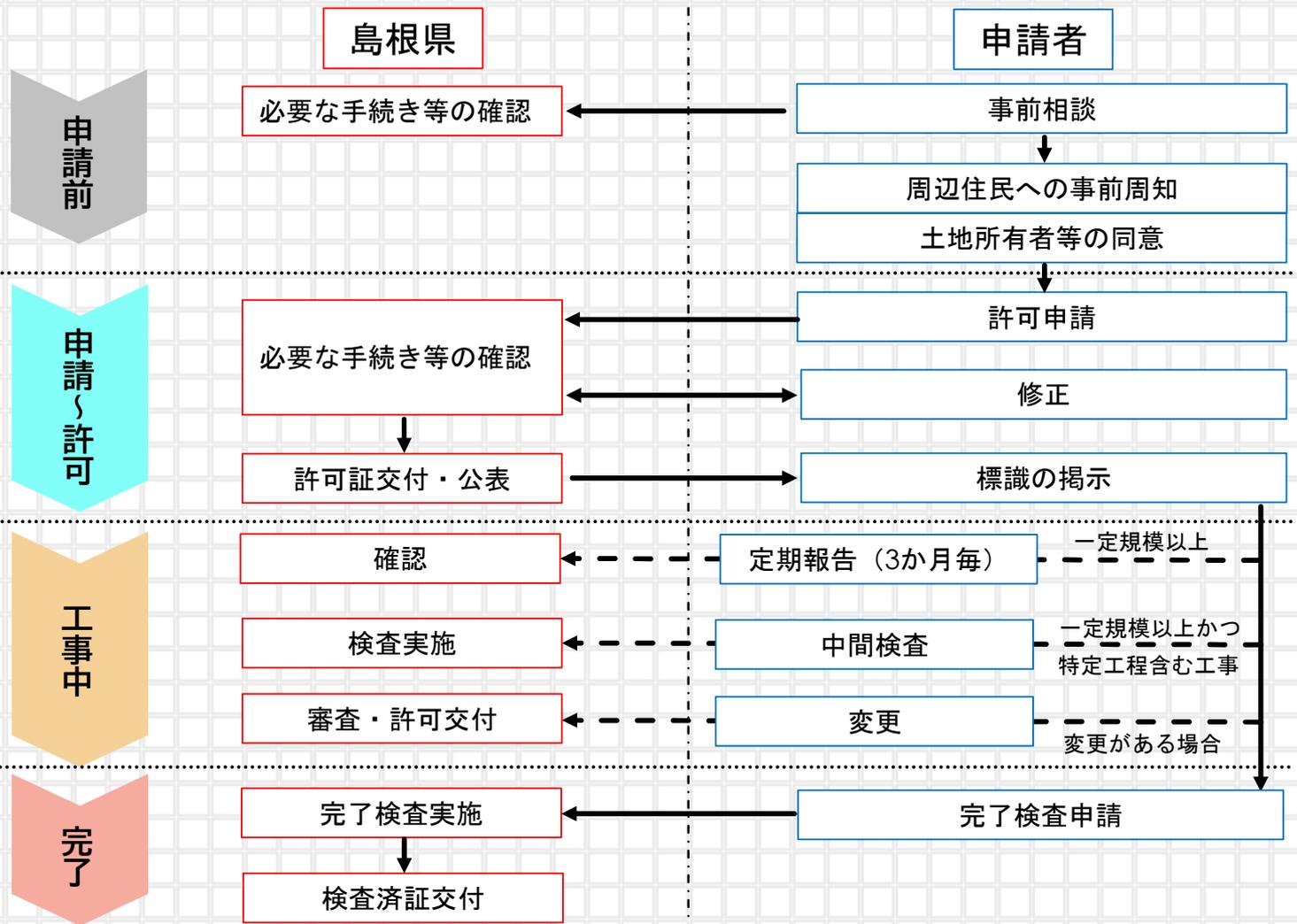
| 区域 | 行為 | 要件 | イメージ図 | 許可 |
|-------------|---------------------|--|-------|--|
| 宅地造成等工事規制区域 | 土地の形質の変更 (盛土・切土) | ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの | | ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) |
| | | ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの | | |
| 宅地造成等工事規制区域 | 土石の堆積 | ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) | | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①~④を除く) |
| | | ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの | | |
| 宅地造成等工事規制区域 | 土石の堆積 | ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの | | |
| | | | | |
| 特定盛土等規制区域 | 土地の形質の変更 (盛土・切土) | ①盛土で高さが1m超 2m超の崖を生ずるもの | | ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) |
| | | ②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの | | |
| 特定盛土等規制区域 | 土石の堆積 | ④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(①、③を除く) | | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの(①~④を除く) |
| | | ⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの | | |
| 特定盛土等規制区域 | 土石の堆積 | ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの | | |
| | | | | |

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

⑤・⑦については、盛土・切土・土石の堆積の標高の差が1mを超えないものは許可・届出不要

法令で定める公共施設用地内で行われる工事や災害の発生のおそれがないと認められる工事は、盛土規制法に基づく許可及び届出は不要となります。概要は裏面へ

許可申請から工事完了までの流れ



※無許可で盛土等を行った場合、罰則の対象となります。(例:拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下)

<盛土規制法に基づく許可及び届出を要しない工事>

○法令で定める公共施設用地内で行われる工事

◇道路、公園、河川、砂防施設、地すべり防止施設、港湾施設、漁港施設、飛行場...etc

○災害発生のおそれがないと認められる工事

◇砕石法や砂利採取法に基づく岩石や砂利の採取、土地改良法に基づく土地改良事業、森林の施業を実施するために必要な作業路網(林道施設、治山施設、森林作業道等)、

国・地方公共団体が行う非常災害のための必要な応急措置...etc

◇工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの...etc

島根県
盛土規制法 HP



島根県
盛土規制法 手引き



手続きなどの詳細は
手引きをご確認
ください。

島根県
盛土規制法に関する説明会動画



概要や手続きなど
制度を理解する際にご活用
ください。

お問い合わせ先

島根県 土木部 都市計画課 盛土規制スタッフ 【〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(南庁舎4階)】
電話:0852-22-6533 FAX:0852-22-6004 E-mail: toshikei@pref.shimane.lg.jp